

大いでんき電力需給約款  
別表

2022年12月1日実施

## 目次

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	2
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価.....	2
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用.....	2
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定.....	2
2. 燃料費調整.....	3
(1) 燃料費調整額の算定.....	3
(2) 基準単価.....	5
(3) 燃料費調整単価等の掲示.....	5
3. 使用電力量の協定.....	6
(1) 過去の使用電力量による場合.....	6
(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合.....	6
(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量による場合.....	6
(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合.....	6
(5) 公差をこえる誤差により修正する場合.....	6
4. 料金表.....	7
(1) 大でんき 従量電灯 A1 (従量電灯 A 相当).....	7
(2) 大でんき 従量電灯 A2 (従量電灯 A 相当).....	8
(3) 大でんき 従量電灯 A3 (従量電灯 A 相当).....	9
(4) 大でんき 従量電灯 A4 (従量電灯 A 相当) ※新規契約受付終了.....	10
(5) 大でんき 従量電灯 A5 (従量電灯 A 相当).....	11
(6) 大でんき 従量電灯 A6 (従量電灯 A 相当).....	12
(7) 大でんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当).....	13
(8) 大でんき 低圧電力 (低圧電力相当).....	14
5. 契約種別.....	15
(1) 大でんき 従量電灯 A1/A2/A3/A4/A5/A6 (従量電灯 A 相当).....	15
(2) 大でんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当).....	15
(3) 低圧電力.....	16

## 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ) ただし、大でんき 従量電灯A1/A2/A3(従量電灯A相当)のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ハ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2. 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## 二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に、ロ) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、大いでんき 従量電灯A1/A2/A3(従量電灯A相当)のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

#### イ) 大いでんき 従量電灯A1/A2/A3/A4/A5/A6 (従量電灯A相当)

最低料金 : 1契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭3厘
電力量料金 : 上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘

#### ロ) イ)以外の場合

1キロワット時につき	19銭6厘
------------	-------

### (3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロ)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

### 3. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、第39条に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

#### 4. 料金表

本表に定めるセットプランは、当社のガス（以下、ガスといいます）をご利用中の需要家様で、ガスと電気の需要場所および契約者が同一であり、ガス料金と電気料金を同一の口座から合算して同時にお支払いただける場合に適用いたします。

(1) 大一でんき 従量電灯 A1（従量電灯 A 相当）

イ) 最低料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
1契約につき最初の11キロワット時まで	411円40銭	411円40銭

ロ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円37銭	20円37銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円99銭	26円99銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円41銭	27円46銭

ハ) 口座振替割引

この料金メニューを適用のお客さまで、電気料金を口座振替にてお支払いのお客さまについては

1月につき、次の口座振替割引額を適用いたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

ニ) 請求書発行手数料

従量電灯 A1 を適用のお客さまは、26.に定める請求書発行手数料を無償とします。



(2) 大いでんき 従量電灯 A2 (従量電灯 A 相当)

イ) 最低料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
1契約につき最初の11キロワット時まで	305円56銭	305円56銭

ロ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
11キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円53銭	23円84銭

ハ) 口座振替割引

従量電灯A2を適用のお客さまは、口座振替割引額適用はございません。

ニ) 請求書発行手数料

従量電灯 A2 を適用のお客さまで請求書の発行を希望される場合は、26.に定める請求書発行手数料を適用いたします。

1契約につき	110円00銭
--------	---------

(3) 大いでんき 従量電灯 A3 (従量電灯 A 相当)

イ) 最低料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
1契約につき最初の11キロワット時まで	411円40銭	411円40銭

ロ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円37銭	20円37銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円44銭	24円81銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円24銭	24円81銭

ハ) 口座振替割引

従量電灯A3を適用のお客さまは、口座振替割引額適用はございません。

ニ) 請求書発行手数料

従量電灯 A3 を適用のお客さまで請求書の発行を希望される場合は、26.に定める請求書発行手数料を適用いたします。

1契約につき	110円00銭
--------	---------

(4) 大いでんき 従量電灯 A4 (従量電灯 A 相当) ※新規契約受付終了

2022年5月1日以降の新規契約受付を終了いたしました。

2022年4月30日時点で本メニューにご加入頂いているお客様については、

2022年5月1日以降も引き続きご利用いただけます。

イ) 最低料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン
1契約につき最初の11キロワット時まで	302円83銭

ロ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン
11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円35銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円64銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円88銭

ハ) 適用条件

お住まい等の居住用建物にあたる使用地点にのみ適用いたします。倉庫や駐車場等、お住まい以外の使用地点での契約はお受けできません。

ニ) 口座振替割引

従量電灯A4を適用のお客さまは、口座振替割引額適用はございません。

ホ) 請求書発行手数料

従量電灯A4を適用のお客さまは、26.に定める請求書発行手数料を無償とします。

(5) 大いでんき 従量電灯 A5 (従量電灯 A 相当)

イ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン
1キロワット時につき	23円80銭

ロ) 適用条件

お住まい等の居住用建物にあたる使用地点にのみ適用いたします。倉庫や駐車場等、お住まい以外の使用地点での契約はお受けできません。

ハ) 口座振替割引

従量電灯A5を適用のお客さまは、口座振替割引額適用はございません。

ニ) 請求書発行手数料

従量電灯A5を適用のお客さまは、26.に定める請求書発行手数料を無償とします。

(6) 大いでんき 従量電灯 A6 (従量電灯 A 相当)

イ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	
基本料金	1契約につき700円00銭	
時間区分	8:00~20:00	20:00~8:00
1キロワット時につき	29円00銭	20円00銭

ロ) 適用条件

お住まい等の居住用建物にあたる使用地点にのみ適用いたします。倉庫や駐車場等、お住まい以外の使用地点での契約はお受けできません。

ハ) 口座振替割引

従量電灯A6を適用のお客さまは、口座振替割引額適用はございません。

ニ) 請求書発行手数料

従量電灯A6を適用のお客さまは、26.に定める請求書発行手数料を無償とします。

(7) 大いでんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当)

イ) 基本料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
契約容量1キロボルトアンペアにつき	233円75銭	233円75銭

ロ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) セットプラン	(2) でんき単体プラン
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円97銭	16円97銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭	22円50銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円57銭	23円69銭

ハ) 口座振替割引

この料金メニューを適用のお客さまで、電気料金を口座振替にてお支払いのお客さまについては

1月につき、次の口座振替割引額を適用いたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

ニ) 請求書発行手数料

従量電灯 B を適用のお客さまは、26.に定める請求書発行手数料を無償とします。

(8) 大いでんき 低圧電力（低圧電力相当）

イ) 基本料金 [消費税込]

適用	(1) でんき単体プラン
契約電力1キロワットにつき	700円00銭

ロ) 電力量料金 [消費税込]

適用	(1) でんき単体プラン
【夏季】1キロワット時につき	17円50銭
【その他季】1キロワット時につき	17円50銭

ハ) 請求書発行手数料

低圧電力を適用のお客さまは、26.に定める請求書発行手数料を無償とします。

## 5. 契約種別

### (1) 大いでんき 従量電灯 A1/A2/A3/A4/A5/A6 (従量電灯 A 相当)

#### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大容量が（以下最大需要容量といいます）6キロボルトアンペア未満であること
- ② 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

#### ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

### (2) 大いでんき 従量電灯 B (従量電灯 B 相当)

#### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- ② 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。



ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとした場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 低圧電力

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります

ハ) 契約電力

契約主開閉器により契約電力を定めることとした場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

ニ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。